

事故発生防止のための指針

社会福祉法人 寿幸会
旭ヶ丘特別養護老人ホーム

1 事故対策の基本方針

社会福祉法人寿幸会の設置運営する特別養護老人ホーム(以下「当施設」という。)は、事故対策に関する指針を定め、当施設の方針とする。

(1) 事故発生防止のための基本的な考え方

当施設は、質の高い介護保険サービスを提供するために、常にその提供するサービス に対して常に改善を行い、社会的な評価を得られるように全力をあげて運営を行う。そのために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、施設の保全について計画的に取り組む。また、事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう常日頃から全職員で自己研鑽に取り組み、事故を未然に防ぐために必要な予見知識 の習得に努める。

(2) リスクマネジメント体制整備

介護事故防止・対応マニュアルに基づき、ヒヤリハットや事故防止等が発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、事故防止検討委員会においてその内容について検討する。

(3) 事故防止検討委員会の設置目的

施設内での事故を未然に防ぐとともに、起った事故に対しては、その後の経過対応が 速やかに行われ、入所者に最善の対応を提供できることを目的とし、安全管理体制を施 設全体で取り組める体制づくりを推進する。

(4) 事故防止検討委員会の構成員

事故防止検討委員会は、施設長、看護師長、生活相談員、介護支援専門員、介護職員及び関係する職員をもって構成する。

(5) 事故防止検討委員会の開催

2ヶ月に1回開催し、介護事故発生時の未然防止、再発防止等の検討を行う。また、事故発生時等必要に応じ、随時委員会を開催する。

(6) 事故防止検討委員会の役割

① マニュアル、ヒヤリハット報告書、事故報告書等の整備

介護事故等、未然防止のため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じてマニュアルの更新を行う。ヒヤリハット報告書、事故報告書等の様式についても必要に応じて更新する。

② ヒヤリハット報告書、事故報告書の分析をもとに、事故発生防止のための改善策を検討する。

③ 改善策の周知徹底 検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図る。

(7) 事故発生防止にかかる担当者 事故発生防止にかかる担当者は、介護課長とする。

2 職員研修に関する基本指針

事故発生防止の基本的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、職員採用時に行う研修に組み入れるとともに、事故防止に関して、年2回以上職員研修を実施する。

3 介護事故発生時の対応に関する基本方針

(1) 入所者への対応・事故処理

介護保険サービスを提供する上で事故が発生した場合、施設は入所者に対して必要な措置を講じる等、速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行う。また、事故の状況及び事故に際してとった処置については必ず記録し、損害賠償の責を負う事態に対応するため、損害賠償保険に加入する。

(2) 家族等に対する連絡・説明

家族等に対しては、速やかに連絡を行う。また、事故発生状況等については、適切な説明が行えるよう努める。

- ① 事故発生状況及び施設職員の対応状況
- ② 事故の発生原因及びその再発防止策
- ③ 事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無

(2) 相模原市へ事故報告書の提出

下記に定める事故が発生した場合は、施設長は相模原市に対して定められた書式による事故報告書を速やかに提出する。

① 入所者の死亡事故・重大な事故

(ア) 死亡後に相当期間の放置がなされた場合を含む

(イ) 転倒に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、誤薬等により、医師の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

(ウ)施設等の責任や過失の有無は問わず、入所者自身に起因するもの及び第三者によるものを含む

(エ)送迎、通院などの間の事故も含む

- ##### ② 火災事故 追記 県及び市へ提出する事故報告書については、事故発生による事案の他、入所者に対する虐待、入所者の財産侵害、地震等の自然災害による建物等の滅失・損傷、感染症や食中毒等が発生した場合、他などが含まれる。

4 介護事故発生防止のための取り組み

介護事故発生防止のために、事故防止検討委員会において介護事故報告書を集計し、介護事故等の発生時の状況を分析することにより、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知する。また、防止策の有効性については看護職員、介護職員等が中心となり観察を行い、有効性が認められない場合には、再度、事故防止検討委員会にて検討する。

5 事故発生防止のための基本方針の発表

当施設は、事故発生防止のための基本指針は、入所者の求めに応じていつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表し、いつでも入所者及び家族が閲覧できるようにする。

付 則 この指針は、令和4年11月1日から適用する